$\langle 4$

髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力

 一
 丁
 日
 2
 8

 発
 行
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

○高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
 ○高知県会計規則の一部を改正する規則
 告示
 ○告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾・海岸課)
 ⑤告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正(会計管理課)
 公告
 ○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

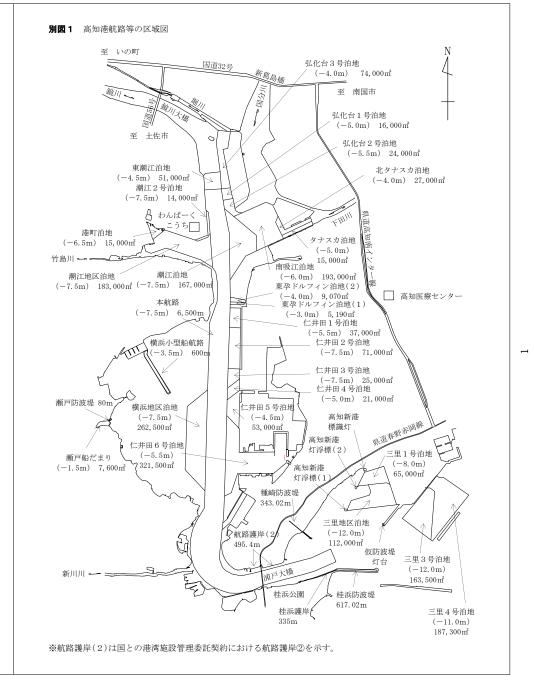
平成29年6月30日

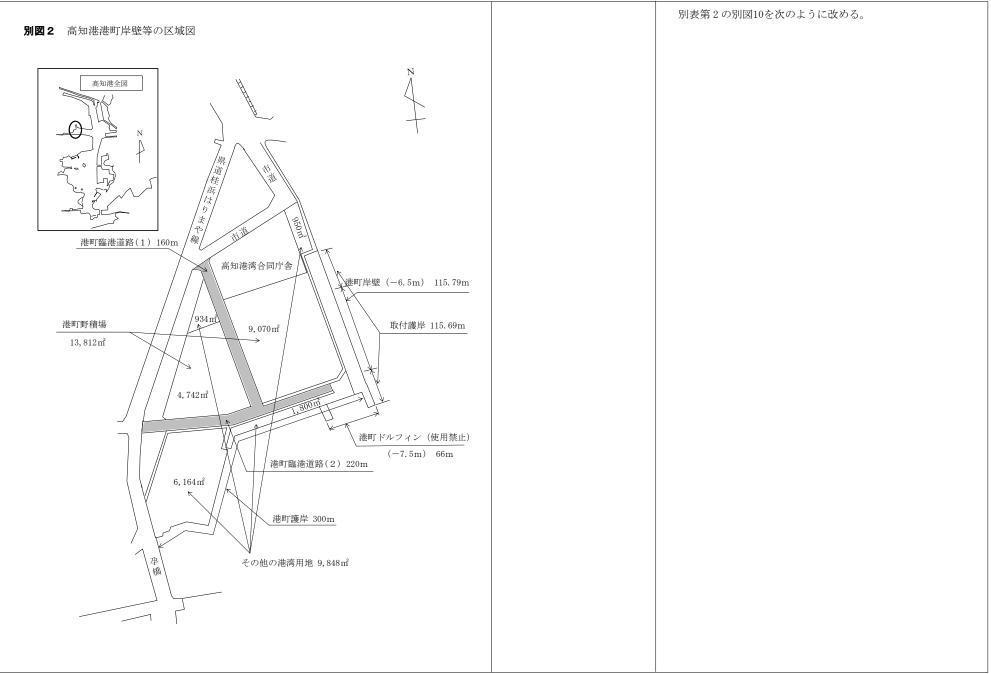
高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第57号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51 号)の一部を次のように改正する。

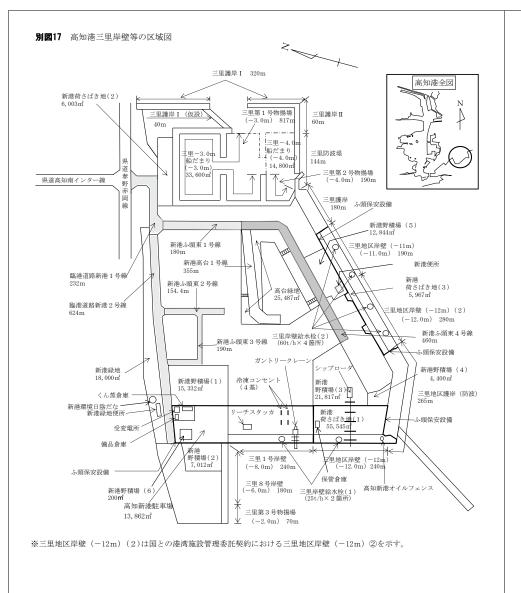
別表第2の別図1及び別図2を次のように改める。





別表第2の別図17を次のように改める。

些



附則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年6月30日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県規則第58号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「高知東、高知南、高知北」を「高知北、高知 東、高知南、高知国際」に、

を

高知南中学校	高知南高等学校の事務職員を 兼務する事務長以外の上席の 公立学校事務職員				
高知国際中学校	高知国際高等学校の事務職員 を兼務する事務長以外の上席 の公立学校事務職員				

に改める。

附則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

4

新港ふ頭東 延長460m

IJ

IJ

		4 号線						
に改め、同表の高知港の航行補助施設の項中「高知新港灯浮標(3)」を「高知新港標識灯」に め、同表の高知港の荷さばき施設の項中								
1	高知市浦戸字西アシク イ	もずかた荷 さばき地	面積2,561.83㎡	別図10				
を肖	を削り、「5,875㎡」を「5,967㎡」に改め、同表の高知港の保管施設の項中							
1	II	もずかた野 積場(2)	面積574.86㎡	JJ				
を「					,]			
1	IJ	もずかた野 積場(2)	面積574.86㎡	JJ				
	高知市浦戸字西アシクイ	もずかた野積場(3)	面積2561.83㎡	JJ				
に、					,]			
	II .	新港野積場(5)	面積12, 844㎡	JJ				
を「					.]			
'	II .	新港野積場(5)	面積12, 844㎡	JJ				
	II	新港野積場	面積200㎡	"				

些

高知県告示第523号

平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正し、平成29年7月1日から施行する。

平成29年6月30日

高知県知事 尾﨑 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

「 | 高知県産学官民連携センター | " | "

県庁支店 を

県庁支店 朝倉支店 に改める。

公 告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成29年6月30日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成29年 4 月27日 29高都計第25号	南国市明見字道面 477番1の一部	南国市明見360番 地1 濱田 靖大

,